

現場説明書（技術的事項）

工事名 _____（仮称）福山市立千年小中一貫教育校校舎新築工事

1. 現場の状況

- ・工事場所は、現在の福山市立千年中学校敷地に隣接する敷地を拡大する部分です。
- ・既存敷地内では、工事期間中も学校運営が行われ、施設を使用します。
- ・工事場所は、2020年（令和2年）10月13日から2021年（令和3年）5月31日までの工事期間で、（株）駅家工務店により造成工事中で、一次造成工事（基礎下までの盛土工事）が完了する2021年（令和3年）5月中旬に建築工事着手可能見込みです。

2. 留意事項

- ① 本工事の受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。また、木工事で使用する木材は、可能な限り市産材・県産材を使用するよう努めてください。
- ② 工事期間中は、職員、児童及び生徒及び第三者の安全に細心の対策を講じてください。構内管理については、施設管理者との協議・調整を十分に行ってください。
- ③ 契約後、実施工程表は14日以内に提出するとともに、施工計画書等の承諾は速やかに受けてください。
- ④ 工事施工上必要な官庁署への手続きは、受注者の責任において速やかに行ってください。
- ⑤ 本工事は、建設リサイクル法の対象工事に該当します。特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。
- ⑥ 既存工作物等に損傷を与えないように対策を講じてください。なお損傷を与えた場合には、監督員及び施設管理者と協議の上、速やかに復旧してください。
- ⑦ 重機や工事車輛等の搬入経路が児童、生徒及び学校利用者と交差するため、必要に応じて交通誘導員等を適切に配置し、徐行運転及び一旦停止を行う等の最新の注意を払ってください。なお、交通誘導員の配置については、1461人を見込んでいます。
- ⑧ 工事用出入口から全面道路へ泥を持ち出すことのないよう十分留意してください。また、汚した場合は速やかに清掃を行ってください。
- ⑨ 工事個所は、住宅等の建物が敷地に近接しているため、工事時の重機等による振動及び騒音防塵には十分注意し、移動の際は最徐行、仮設等の対策を講じてください。
- ⑩ 工事場所付近の道路は、狭く通学路となっているため、道路交通法を遵守し、児童・生徒及び第三者の安全に細心の注意を払ってください。
- ⑪ 工事の乗り込み時期については、学校管理者及び監督者と協議を行ってください。
- ⑫ 別途工事業者との調整を行い、円滑な工事施工の遂行に努めてください。
- ⑬ 敷地内の雨水等は、仮設調整池に流入するように計画してください。

- ⑭ 本工事では、他工事からの発生土として福山道路関連工事又は鞆町山側トンネル関連工事の搬入を予定しています。(土工事の敷均し、転圧等の施工手間は必要です)
- ⑮ 本工事範囲は都市計画法第 29 条の開発許可を受けた敷地であるため、建築基準法の仮使用検査前に開発完了検査(1工区)を受ける必要があります。(盛土及び水路の施工完了時に検査を受けます。)
- ⑯ 新築する校舎は、2023年(令和5年)1月から学校運営が始まる予定です。普通教室及びそれに必要な範囲を使用する予定のため、その部分を完成させ部分使用に必要な法定検査を受けてください。
- ⑰ 本工事においては、女性を含めた働きやすい現場環境づくりについて検討し、次に掲げる環境整備に取り組んでください。具体的な整備内容については、工事着手前に提案し監督員の承諾を受けてください。
 - 1 現場事務所の快適化
 - 2 トイレの改善及び女性専用トイレの設置
 - 3 女性専用の休憩(更衣)室の設置
 - 4 工事イメージアップ
 - 5 見学会の実施以上の項目についてイメージアップの経費を見込んでいる。

3. 別途工事

- ・電気設備工事
- ・給排水衛生ガス設備工事
- ・冷暖房換気設備工事
- ・昇降機設備工事
- ・太陽光発電設備工事
- ・植栽工事
- ・カーテン他取付工事
- ・照明柱移設工事
- ・造成工事(設計図書以外)

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

- (1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

- ・https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

- (2) 「建設現場の「3つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

- ・http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※各現場での対策事例については、TwitterやFacebook等のSNS活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

- 2 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式1）により監督員と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。
なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。
- 3 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を監督員に提出する。
- 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- 5 疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

【設計変更の対象とする対策に係る費用の例】

< 共通仮設費 >

○労働者宿舎での密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

○現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

< 現場管理費（業務においては直接経費） >

○現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

○現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

○テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

このほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。